

## 平成25年（2013年）第3回市議会定例会

### 上地克明議員提出議案（意見書案第6号）

#### 説明要旨（25.9.6）

市町村議会議員への寄付金に対する所得税法上の控除を求める意見書の提出について主旨説明を行います。

議場の諸兄はすでにご存じのとおり、市民が政党や政治家個人の資金管理団体へ寄付を行った場合には、所得税法上の所得控除や特別税額控除が認められています。

ただし、これらの控除が認められるのは、国会議員・都道府県議会議員・知事・政令指定都市の議員および市長の職にあるもので、私たち、市町村の議会議員や市町村長の職にあるものには、税法上の控除は認められておりません。

この理由については、明らかにされていませんが、租税特別措置法による「特別に利益が及ぶ者についての控除除外」という項目から察するに、市町村議会議員の場合には、市町村住民とその当該議会議員との関係は、地政学的に、また地縁関係的に距離が近く、議員と住民が「特別に利益が及ぶ者」という関係になりやすい点が懸念されるためであるとも推測できます。

しかし、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自主組織権の尊重が強調されて以来、今や時代は地方主権を論じるステージに立っています。とくに基礎自治体である市町村において、地方の時代を地方議員に託すときに、税制の面から寄付金控除という具体的な優遇措置により、市民の政治参加意識を活性化することは、納税者である市民にとっては、より身近に、より容易に議員活動を支えているという意識が芽生える、新たな市民参加手法でもあります。

また、寄付という形での市民の付託を受けた議員個人にとっても、活動を活性化・多様化させる意欲の増進につながると同時に、寄付金の使い道に関してより一層重い説明責任が課されるという点で、市民と議員との距離が利害関係を超越して近くなるという効果が大きいと期待できます。

政治献金や寄付と、税控除との関係については様々な議論があり、例えば、政治家個人が所属政党に寄付を行い、一旦所得税の寄付控除を受けた上で、政党から政治家個人の資金管理団体に政治資金を戻す、いわゆる「迂回献金」が問題視されていますが、市町村議会議員と市民との関係においてはこのような事案は発生しません。

また、自分の収入から好きな議員に献金をすることに対して、なぜ税金を控除してまで奨励しなければならないのか、という懐疑的な批判もありますが、あくまで個人と政治家との関係において、市町村議会議員がそれぞれにもつコミュニティや活動実態を承認した上での、個々人の献金を支援し、もって議員活動の活性化を誘導することも、地方の時代の民主主義に合致していると判断するものです。

そして、これは横須賀の将来を担う有為な人材が積極的に地方政治に参画できる基盤づくりの一助になりうるとも考えられます。

以上、述べたように、租税特別措置法41条の18に規定されている寄付控除の特例について、市町村議会議員および市町村長の職にあるものの後援団体についても、寄付金特別控除に含めるよう、関係機関に対して意見書を提出するものです。

議場の皆様のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ主旨説明を終わります。